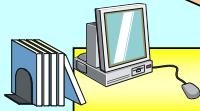


通訳案内業法・外客誘致法の改正による通訳ガイド制度の改善

有資格者の正確な実態把握、効率的な管理・監督



「通訳案内業」に係る事業免許制

規制緩和

無資格者による通訳ガイド行為対策の強化

「通訳案内士」に係る有資格者登録制

合格者増加

新設

国土交通大臣の行う
通訳案内士試験

都道府県知事の行う
地域限定通訳案内士試験



試験の目的等を法定、試験の内容・レベルを適正化

業務範囲の
限定なし

試験の免除を法定、他の資格等（英検等）の取得者も一部免除

業務範囲を
都道府県の
区域に限定

地域固有の観光の魅力に関する知識・能力を問う試験の実施

外国人旅行者のニーズに応じた有資格通訳ガイドの増加
競争促進を通じた料金・サービスの多様化・適正化

業務の適正の確保のための措置

登録証の事前提示の義務化、禁止行為の範囲拡大、懲戒規定の整備



研修等を通じた通訳ガイドの知識・能力の維持向上の努力義務



研修の実施、ガイドの格付け等、ガイド団体の役割強化



外客誘致法の改正による国際競争力ある観光地の整備

外国人観光旅客にとって魅力ある観光地の整備を促進することで、外国人の訪日を促進

